

平成 17 年 6 月 1 日国土交通省告示第 566 号

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 137 条の 2 第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第 1 に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第 2 に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

平成 17 年 6 月 1 日 国土交通省告示第 566 号

改正 平成 19 年 5 月 18 日 国土交通省告示第 627 号

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

第 1 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁(以下「屋根ふき材等」という。)の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令(以下「令」という。)第 3 章(第 8 節を除く。)の規定及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、建築物全体(令第 137 条の 14 第一号に規定する部分(以下この号において「独立部分」という。)であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。)が法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地震に係る部分に限る。)によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第 42 条、第 43 条並びに第 46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項(表三に係る部分を除く。)の規定(平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法(以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。)を用いた建築物の場合にあっては同告示第 1 から第 10 までの規定)に適合することを確かめることによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を 2 以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成 18 年国土交通省告示第 185 号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

ニ 地震時を除き、令第 82 条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げ

る建築物のうち木造のものであって、令第46条第4項(表二に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第1から第10までの規定)に適合するものについては、この限りでない。

二 建築設備については、次のイから八までに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第129条の2の4第三号の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第129条の2の5第1項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第129条の4及び令第129条の5(これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、令第129条の6第一号並びに令第129条の8第1項の規定に適合すること。

三 屋根ふき材等については、昭和46年建設省告示第109号に定める基準に適合すること。

第2 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。)が、既存の基礎がべた基礎である場合にあっては1平方メートルにつき20キロニュートン以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては1平方メートルにつき30キロニュートン以上であること。

三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。

(1) 打設する鉄筋コンクリート(以下この号において「打設部分」という。)の立上り部分の高さは、地上部分で30センチメートル以上とすること。

(2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12センチメートル以上とすること。

(3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては12センチメートル以上とし、布基礎の補強の場合にあっては15センチメートル以上とすること。

ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径12ミリメートル以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径9ミリメートル以上の鉄筋を30センチメートル以下の間隔で縦に配置したものとすること。

ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ60センチメートル以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ6センチメートル以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。

四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。

2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第72条から令第76条までの規定を準用する。

附 則(平成 17 年 6 月 1 日 国土交通省告示第 566 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 18 日 国土交通省告示第 627 号)

この告示は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。